

総務部

総務課

総務法制係

- (1) 条例、規則、規程等の審査及び法令の調査研究に関すること。
- (2) 文書管理に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 聴聞手続に関すること。
- (5) 告示及び公告に関すること。
- (6) 訴訟、裁判上の和解、民事上の調停及び重要な不服申立てに係る関係者との調整に関すること。
- (7) 市議会の招集、議事の調整及び議案の作成に関すること。
- (8) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (9) 市長の資産公開に関すること。
- (10) 固定資産評価審査委員会に関すること。
- (11) 統計調査（他の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (12) 総務課に置く係の所掌事務に関する調整に関すること。
- (13) 総務部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、他の部及び総務部内の他の課の所掌に属しないものに関すること。

契約検査係

- (1) 工事等の入札及び契約の締結に関すること。
- (2) 入札参加資格審査及び業者指名に関すること。
- (3) 工事等の検査に関すること。
- (4) 物品の購入及び総括管理に関すること。
- (5) 不用品の処分に関すること。

財政課

- (1) 財政に係る計画に関すること。
- (2) 財政の調査及び分析に関すること。
- (3) 財政状況の公表に関すること。

- (4) 予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 資金計画に関すること。
- (6) 地方交付税に関すること。
- (7) 公債に関すること。
- (8) 一時借入金に関すること。

税務課

市民税係

- (1) 市府民税の賦課及び減免に関すること。
- (2) 法人の市民税に関すること。
- (3) 軽自動車税の賦課及び減免に関すること。
- (4) 市たばこ税に関すること。
- (5) 特別とん課与税に関すること。
- (6) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること。
- (7) 市府民税の賦課の証明書の交付に関すること。
- (8) 税務課に置く係の所掌事務に関する調整に関すること。

固定資産税係

- (1) 固定資産の評価に関すること。
- (2) 固定資産税及び都市計画税の賦課及び減免に関すること。
- (3) 固定資産課税台帳の閲覧等に関すること。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (5) 固定資産税及び都市計画税の賦課の証明書の交付に関すること。

納税係

- (1) 市税の徴収金の収納整理に関すること。
- (2) 市税の納付奨励及び督促に関すること。
- (3) 市税の過誤納金の還付に関すること。
- (4) 市税の徴収及び滞納処分に関すること。
- (5) 国民健康保険料の徴収及び滞納処分に関すること。（保険年金課の所掌に属するものを除く。）
- (6) 市税の欠損処分に関すること。

(7) 徴税の嘱託及び受託に関すること。

(8) 納税証明書の交付に関すること。

資産活用課

(1) 公共施設ファシリティマネジメントに関すること。

(2) 建築工事の設計、施工及び検査に関すること。

(3) 普通財産の取得、管理及び処分に関すること。

(4) 行政財産の総括管理に関すること。

(5) 庁舎管理に関すること。

(6) 公用車の管理（他の所掌に属するものを除く。）に関すること。